第三者評価結果入力シート (母子生活支援施設)

種別 母子生活支援施設

①第三者評価機関名

NP0法人秋田県福祉施設士会

②施設名等

名 秋田わかばハイム 称: 施設長氏名: 豊嶋 司 定 員: 20世帯 所在地(都道府県): 秋田県 所在地(市町村以下): 秋田市南通築地2番6号 Ε L : 018-832-3624 R L : http://akiboren.jp/publics/index/7/

③実施調査日

開始日	2014/7/11
評価結果確定日	2014/12/7

4)総評

《施設の特徴》

昭和16年、恩賜財団軍人援護会秋田県支部が軍人遺族を収容する母子寮として開設、以来様々な変遷を経て平成18年、鉄筋 5階建てに改築(1~2階は保育所)、3~5階が当施設(全世帯のバス・トイレ・調理設備付き、相談室あり、20世 帯)、市の中央部に位置し、生活面や就労面が便利であり、特に防犯カメラ等、不審者対策に優れています。 《評価が高い点》

- ・職員の教育·研修に力を入れ、法人策定の「中期振興計画(H24~28年)」で「入所者への対応、専門性のスキルアップ」として職種に拘わらず職員の積極的研修を薦めており、若い職員(2~3年)など全国大会への参加可能としています。施設の内部研修では、外部講師を招くなどもしており多種多様な研修が隔月に開催されております。
- ・利用者関係では、母子からの苦情・意見・要望を区分して受け付け簿を作成(平成25年・43件)し、対応策を母子等 にフィードバックしています。個人情報に配慮した上でホームページ上で公表しています。
- ・夜間管理体制が整備されています。複数体制(宿直2名・遅番(PM10時まで)1名)で、防犯カメラやセンサー式照明、警備保障会社への緊急通報装置も設置されています。夜間複数職員が居るので母子が相談、話し合いもできます。 《改善が考えられる点》
- ・第三者評価受審の為に「事前資料準備」「各支援マニュアルの作成」など多くの労力と時間を要したことと思われますが、今後に望むことは、職員はもちろんのこと、母子による利用者の意見等を聞きながら、見直しや再確認・研修等行いながら「わかばハイム流・利用者主体の支援」を文章によっても作り上げていって欲しいものです。
- ・権利侵害への対応では、就業規則等でも記載されていますが、職員のみならず、母親・子ども間の関係も含めた、不適切な関わりへの対応マニュアルの作成を望みたいものです。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

自己評価では「a」評価が3分の1程度だったのに対し、第三者評価では6割近くにも達し、正直なところ驚いています。

高評価の内容が具体的に示されており、職員にとってはうれしくもあり、励みにもなります。

一方、「c」の5項目については、自己評価でも同じ「c」評価の項目ばかりであり、多分に納得できます。 一つは、「性教育」の項目であり、今後は、「性」に特化したものではなく、生命の大切さや自己肯定感も含めた「生」についての内容で検討できればと思っています。

また、「地域支援」及び「運営理念の明文化」については、法人全体の課題として受け止め、その必要性・妥当性も含めて対応策を検討します。

併せて、各種マニュアル等の見直しについても、全職員間で議論を重ねながら、調査・研究していきたいと思います。

⑥第三者評価結果(別紙)

第三者評価結果 (母子生活支援施設)

1 支援

(1)	支援の基本		第三者 評価結果
	1	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	а
		□母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にした合理的で計 画的な一貫した専門的支援を行っている。	0
		□母親と子どもの課題を正しく理解し、できる限り、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	0
		□母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を 行っている。	0
		□資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への 同行及び代弁を行っている。	0
		□専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験年数等を考慮した職員を配置している。	0
(2)	入所初期の	支援	
	1)	入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安 定に向けた支援を行っている。	a
		□母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、委託機関等と連携し て情報提供に努めている。	0
		□安心して施設の生活ができ、精神的に落ち着ける環境の提供、維持に努めている。	0
		□子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	0
		□必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	0
		口居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、台所やトイレ、 浴室が設置されるなど、プライバシーに配慮したものとなっている。	0
		□身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるようにバリアフリーに配慮 している。	0
	2	新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行ってい 。る	а
		口休日・夜間でも相談できるよう配慮し、不安・悩みの軽減、心の安定に向けた相談支援を行い、必要に応じて専門機関と連携している。	0
		口入所直後は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分 配慮している。	0
		口施設を自分の居場所として実感できるよう、職員や入所者とのよりよい人間関係の構築に向けて支援している。	0

- ・母親と子どもがそれぞれ抱える課題、家族として抱える課題をアセスメントによって明らかにし、説明と同意を得た支援計画が作成されています。アセスメントでは利用者からの記名捺印を受けており、意識づけと自己決定に配慮されています。
 ・有資格職員が各業務に当たっており、経験年数の長い職員が基幹的職員として配置され、それぞれの職員(母子支援・個別対応・保育や少年指導・心理担当)の役割分担が明記(業務分担表)されて連携しながら専門的支援に努めています。
 ・新しい生活が安心してスタート出来るよう貸し出し用備品(冷蔵庫など)が整備され、各世帯にはトイレ、浴室が完備され、プライバシー保護に配慮しています。安全のため冷・暖房では2台のエアコン設置となっています。
- ・宿直は2名体制、早番、遅番、日勤等の勤務体制で、母親の就労支援も含め、土・日・休日の幼児及び学童の保育、必要に応じて代行・同行支援等が実施されています。

(3)	母親への日常	常生活支援	第三者 評価結果
	1)	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	а
		□母親の生育歴、現在の生活スキル等を踏まえ、安定した生活に必要な基本的な生活習慣の 維持や獲得に向けて、衣食住の生活スキル向上への支援を行っている。	0
		□家庭の営みは、経験を通して反映されるため、経験に乏しい母親には、職員と共に行うこと で経験を補う等の支援を行っている。	0
		口健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、 栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行ってい	0
		□入所前に適切な医療を受けられなかった母親や子どもには、既往歴等を確認しながら適切 な医療の受診を促している。	0
		口必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	0
		□経済的に安定した生活を送るために、家計の管理、将来に向けた貯蓄等の金銭管理の支援 を行っている。	0
		ロ支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の 支援を行っている。	0
	2	- 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができ - るよう支援している。	а
		□母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等 を行うとともに、必要に応じて保育や学童保育の提供、保育所へつなぐ等の支援を行ってい	0
		口母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	0
		□母親が病気の時には、母親の看病や子どもの保育等の支援を行っている。	0
		□母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育 てやかかわりについてわかりやすく説明している。	0
		口虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を 行っている。	0
	, <u></u>	口必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。	\circ
	3	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	а
		□母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	0
		口対人関係を拒絶するような母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っ ている。	0
		口施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流 を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。	0
		口社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレス の軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	0
		口施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	0
(4)	子どもへのラ		
	1)	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行ってい	а
		ロ子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	\circ
		□母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育や早朝・ 夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育、母親 のレスパイトのための保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行っている。	0
		□ 放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	0
		□DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。	0

	□母親のニーズや状況に応じて、保育所への送迎や通院の付き添いなどの支援を行っている。	0
2	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
	□落ち着いて学習に取り組める環境を整え、適切な学習支援を行い、学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	0
	口安心して学校に通えるように、宿題、通学の準備等の学校生活に関する支援を行っている。	\circ
	口自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や 態度から、悩みや思いの理解に努めている。	
	口進学への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	
	口進学や就職など、子どもの意向を尊重した進路への支援を行っている。	\circ
	口学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	0
	口学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	\circ
3	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、子どもどうし のつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
	口母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。	
	□ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方 への理解をすすめている。	0
	□悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。	0
	口自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方 法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。	0
	口集団活動やレクリエーション活動などのグループワークを積極的に取り入れて、子どもどうし の育ちあう力を活用し、個人の発達・成長や子どもどうしの関係性を養うよう支援している。	0
	口自分自身を守るために必要な知識や、具体的な方法などの学習の機会を設けている。	\circ
4	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	С
	口性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。	0
	口職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。	
	□年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	
	□年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。	
	□必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	

〈母親の日常生活支援〉

- ・生活支援マニュアルが作成されています。支援のあり方について文書化し、生活·家事・健康管理・経済面等、支援内容や手順が明記されたもの(H26年7月作成)となっています。
- ・「母親アンケート」を実施したり、年間行事の中に母親の集う月例会や勉強会等の機会から、ニーズの掘り起 こしや現状の把握に努めています。母親の健康上問題が生じた場合の保育や必要な代行も行っています。
- ・相談室が設けられ、いつでも相談できる体制になっています。

〈子どもの支援〉

- ・保育支援マニュアル、育児支援マニュアル (0~5歳児に分類した内容のもの)、学童保育支援マニュアルが 作成され支援内容や手順が明記されています。
- ・しかし、各マニュアル(H26年7月作成)作成が直近によることから、今後の検討課題として、職員間の十分な 共通認識をはかりながら、利用者も交えた見直し等で「有効的支援の向上」につなげて行く事を願っています。

	(1)	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	а
		□一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所(措置)」を実施している。	
		□24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。	0
		□DV防止法に基づく「一時保護委託入所」を実施している。	
		□DV防止法に基づく一時保護委託の依頼の場合は、速やかに受け入れを行い、安心で安定 した生活が営めるように体制を整えている。	
		□自治体との契約に基づく「緊急一時保護」を実施している。	0
		□役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等と の連絡調整体制を整えている。	0
		□被害者が施設で生活していることをDV加害者に知られないように配慮を徹底している。	0
		□緊急利用のための生活用品等を予め用意している。	\circ
	2	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が 必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	а
		口保護命令制度や支援措置の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。	0
		口弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援 を行っている。	0
		□DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	0
	3	母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。	а
		□安全確保を第一とした支援を行うため、職員による夜間の安全管理体制を整えている。	\circ
		□子どもの安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を 行っている。	0
		口夫等から子どもとの面会交流を求められた場合は、家庭問題情報センター(FPIC)等の利用も含めて、母親と子どもの安全と安心を最優先にした支援を行っている。	0
		□夫等に居場所を発見されることや追跡のおそれへのおびえが見られる母親や子どもに対して、外部との連絡・買い物・手続きのとり方、日常生活の代行等、きめ細やかな対応ができる体 はなよっている。	0
		口夫等に居場所を発見されるおそれがある場合には、母親と子どもの意思を確認した上で、福 祉事務所と連携して他施設へ移動するなどの体制が整っている。	0
	4	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	а
		□DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。	0
		□DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員が一緒に考え支援することを伝えている。	0
		口心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行って いる。	0
		口必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	
(6)		寺状況への対応	
	1)	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回 <u>復を支援している。</u>	b
		□暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。	0
		□子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。	0
		□子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともに、それを保障するための支援を提供している。	
		□自分の存在がかけがえのない大切な存在であることを伝えながら、自己肯定感や自尊心の	\cap

	□医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援 を行っている。	0
	□心理専門職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。	0
	□被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	0
2	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	а
	口児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。	0
	口被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談 所機能を活用している。	0
	□必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。	\circ

- ・DV被害からの回避、回復については、県との委託契約に基づき「緊急一時保護」の受け入れ体制が出来ています。緊急対応のため施設内に保護場所が確保され、プライバシー保護も配慮されています。日常生活のための生活用品等も備えられています。
- ・不審者が侵入した場合の対応について文章化したものがあり、職員への周知が計られています。又、有事の際の関係機関への通報や連絡の一覧と施設長はじめ必要職員への連絡一覧が整備されています。
- ・子どもの虐待状況への対応では、心理療法担当職員(非常勤職員)が配置され、関係する支援職員と連携し協議しながらきめ細かい対応がなされています(心理面接記録、個別記録、心理活動プログラム)。

(7)	家族関係への	D支援	第二百評 価結果
	1	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	а
		□母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	0
		口子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	0
		□母親と子どもの感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計等が異なる場合、それ ぞれの考えを尊重して相談に応じ、調整を行っている。	0
		口きょうだいの間に感情の行き違いや意見の相違がある場合、相談に応じ調整を行っている。	0
		□必要に応じて、父親や他の親族との関係調整を行っている。	0
(8)	特別な配慮の	D必要な母親、子どもへの支援	
	1)	障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対 する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	а
		□福祉事務所や医療機関と連携し、利用可能な福祉サービス等を活用するための支援を行っている。	0
		□公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	0
		□精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	0
		□障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労 先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーショ ン確保の支援を行っている。	

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

・家族関係の支援については、世帯毎の主体性を尊重しながら、母親・子どもの抱えている悩みや不安に対し、個別対応職員等により、いつでも対応できる体制となっており、相談室が設けられ、プライバシーも保護されています。
・障がいや精神的疾患等で特別な配慮の必要な母親・子どもに対しては、心理療法担当職員も含め、職員間で情報の共有と連携、共通認識を持って対応しています(ケース会議録、心理面接記録、職員会議録)。
・必要に応じ福祉事務所、児童相談所、医療機関、学校、母親の就労先等、情報交換しながら、自立に向けて「目標達成」のため支援しています。

(9)	主体性を尊	重した日常生活	第三者 評価結果
	1)	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	b
		□母親や子どもの自尊心を大切にした支援を行い、自己肯定感が高まるような支援を行っている。	0
		□母親や子どもの持っている強みに注目し、その主体性を尊重して、自立性、責任感が高まるような支援を行っている。	0
		□母親や子どもの将来の夢や希望を聴き、自己実現に向けた支援を展開している。 	0
		□人は本来回復する力を持っているという視点に基づいた支援を行い、エンパワーメントにつ なげている。	
	2	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・ 実施している。	а
		□母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。	0
		□プログラムは、母親や子どもの趣味や興味にあったものになるように、母親や子どもの意見 を反映している。	0
		□母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを 行っている。	0
		口子ども向けのプログラムでは、様々な体験を通して発達の支援につながるように、内容を工 夫している。	0
		□家庭では体験しにくいスポーツやアウトドア体験等のプログラムを組んでいる。	\bigcirc
		□母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。	0
		□母親と子どもの意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的を解りやすく示し、選択(自己決定)により積極的に参加できるような支援をしている。	0
		口行事等の実施後に、振り返りと評価を行っている。	0
(10)	就労支援		
	1)	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	а
		□母親の心身の状況や能力に応じた就労支援を行っている。	\circ
		□母親の適性や経験・希望に配慮した職場探し、職業能力開発についての相談等の支援を 行っている。	0
		口施設内外の就労支援のための講座・勉強会等に参加できるよう支援を行っている。	0
		口資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	0
		□公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関を活用し、また必要に応じて、職場開拓を行い、求人案内の情報提供を行っている。	0
		□職場や公共職業安定所等との連携や調整、同行支援を行っている。	0
		□母親が安心して就労できるように施設内保育や学童保育などの保育支援を行っている。	0
		□残業に対応した保育を行っている。	0
		口休日出勤に対応した保育を行っている。	0
		□就労のための、病後児保育を行っている。	0
		口就労に対する不安に関して、必要に応じた助言等の支援を行っている。	0
	2	就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を	b

□職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	0
口母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	0
口活用可能な就労支援制度を利用できるよう支援している	\bigcirc
□障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労 の継続に向けての支援を行っている。	
口就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	
口就労支援のための体制を構築している。	\bigcirc
口必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	\bigcirc

〈主体性を尊重した支援〉

- ·母子アンケート実施、ニーズ把握に努めながら、母子とも自分の意志で個別の課題に向き合い解決出来るよう 側面から支え、自己実現に向けて力を発揮できるよう支援されています。
- ・行事等のプログラムには、母子の意見を取り入れた計画となっており、参加については強制ではなく自由選択 に配慮しています。

〈就労支援について〉

- ・求人情報は掲示板を利用し、その都度情報提供されています。 ・安心して就労できるため保育・養育支援、学童保育支援も行われ、早朝、残業・土日・休日対応も実施され、 きめ細かな支援が為されています。
- ・就労活動のための同行や送迎の支援も行っております。
- ・必要に応じ相談室等活用しながら、仕事上の悩みに対し、親身になって相談に対応されています。「就職する に当たって」の心構え「就労支援マニュアル(H26年7月1日作成)」では、就労活動に際しての面接·話し方など 利用者への具体的相談資料として、活用されるようになっています。

(11)	支援の継続性と	: アフターケア	第三者 評価結果
	1	施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を	а
		口子どもの発達や生活の記録、アルバムの作成などを行い支援の継続性に活用している。	0
		口移行前の支援として、引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定めている。	0
		口施設の変更の際にはそれまでの記録や支援計画を基に必要な情報交換と引き継ぎを行っ ている。	0
		口施設の変更後も、母親や子どもが相談できるように窓口や担当者等の取り決めをしている。	\bigcirc
		口変更による受入れの際には、前任の担当者から育ちの記録等の文書を使い適切に引き継 ぎを行っている。	0
		□他の社会的養護の施設と協議して連絡会や合同研修会を開催し、参加している。	0
	2	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行って	b
		口退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	\circ
		□退所した地域で健康で安心して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関、医療福祉、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、 母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。	
		口退所した地域を担当する母子自立支援員や民生委員、児童委員等と連携している。	
		□退所後も、電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、個々の状況 に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等必要な支援を提供している。	0
		口退所後も、学童保育や学習支援、施設行事への招待等の支援を行っている。	0
			\circ

- ・子どもの成長記録として、行事や日常生活、保育の様子など、アルバムを作成し(H26/9月より)、保管しています。 ・施設変更に伴う支援マニュアルが作成され、それらに関係する所定の「申し送り書」等の書式も作成され、必要な情報交換及び引き継ぎが行われています。
- ・「入所のしおり」でアフターケアについての支援内容が明記されており、事前周知されています。その中に退所後の学童保育学習指導、行事への参加・招待など、希望する世帯に対して積極的に受け入れ、退所後の生活の確認や相談の支援にも対応しています。
- ・職員の業務分担表では、基幹的職員がアフターケア担当となっており、退所者へのサービスフォローや関係機関・団体との連携など、窓口担当として幅広い業務に関する知見を発揮しています。

2 自立支援計画、記録

(1)	ロエス派の四	トの実施と自立支援計画の策定	第三者
	(1)	日親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセス	評価結果
	•	メントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
		□把握した母親と子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題 を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。	0
		□アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。	
		□部門を横断した様々な職種の関係職員(種別によって組織以外の関係者も)が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。	0
		□母親と子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。	0
		□様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。	0
		□アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行っている。	0
		□母親と子どもそれぞれ個別にアセスメントを行っている。	\bigcirc
		□アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行っている。	0
	2	アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するため の体制を確立し、実際に機能させている。	а
		口自立支援計画策定の責任者(基幹的職員等)を設置している。	\bigcirc
		口自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、母親と子どもの意向把握を含んだ手順を定めて実施してい	0
		口自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機 能している。	0
		口福祉事務所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。	\bigcirc
		□策定した自立支援計画を福祉事務所に提出し、共有している。	\circ
		口自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具 体的な支援内容・方法を定めている。	0
		口支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として母親と子どもに 説明し、合意と納得を得ている。	0
	3	自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを <u>行う手順を施設として定め、実施している。</u>	b
		口自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、母親と子ども の意向把握を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。	0
		□見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施し ている	0
		口自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
		口計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証 し、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築してい ス	0
		□アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直 しなど必要に応じて行っている。	0

(2) 記録の作成と適正な管理

1)	母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	a
	□自立支援計画に基づく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	\circ
	□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。	0
	□母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。	0
2	母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確 <u>立し、適切に管理を行っている。</u>	b
	口記録管理の責任者が設置されている。	\circ
	□母親と子ども等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。	0
	□母親と子ども等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。	\circ
	□記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	□職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。	\circ
		0
3	母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を 行っている。	а
	口施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組 みが整備されている。	0
	口情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	\circ
	口記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。	0
4	日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情 報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。	b
	□母子支援員日誌等、職種ごとの記録を整備している。	
	□保育日誌等、事業ごとの記録を整備している。	0
	□自立支援会議録等、会議ごとの記録を整備している。	0
	□日直日誌を整備している。	0
	□その他の必要な日誌・記録を整備している。	0
	□これらの記録を活用して、情報の共有や支援の分析・検証をしている。	0

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・アセスメントの実施と自立支援計画の策定については、「自立支援計画の流れ」によって手順が文章化されています。定められた書式にて課題や目標等が明記され、利用者と話し合いの下で説明し納得の上で記名捺印がなされています。定期的に(年2回)反省と評価が実施され、基幹的職員が計画の策定、記録等の責任者を定め、的確な体制に取り組んでいます(業務分担表、支援計画等で確認)。
- ・記録の作成と管理は、経過記録、ケース会議録、心理面接記録、施設長との面接記録、職員会議録、保育養育に関わる日誌、業務日誌(宿直日誌も含む)での申し送り等々が整備され、状況や支援内容等が記録され協議も されています(日誌や会議記録等で確認)。
- ・管理については、「法人規程」と「わかばハイム文書管理規程」によって保管・破棄等期間も定められています。「文書収納管理台帳」が作成され、保存されています。
- ・今後とも、全職員がこれらの記録を共有され、共通認識によるサービスの質・内容の高い支援を目指すよう期 待しております。

3 権利擁護

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

	1)	母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解 を持つための取組を行っている。	a
		□母親と子どもへの支援は、感情的でない受容的な態度で行い、その人格を尊重することを基本としている。	0
		□施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を 磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立させている。	0
		□母親と子どもを尊重した姿勢を、個々の支援の標準的な実施方法等に反映させている。	0
		□理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示している。	0
		□母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
		□被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。	0
	2	社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共 通して理解し、日々の支援を行っている。	а
		□母親と子どもの個性を尊重し、母親と子どもの希望や意見に可能な限り応えている。	0
		口日常生活の場面で、母親と子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。	0
		口人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の職業倫理並びに職員としての職務及び 責任の理解と自覚を持っている。	0
		□施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、実践の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めている。	0
		□職員どうしの信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と母親との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑚に努め、喜びや意欲を持って支援に当たっている。	0
		□母親や子どもの意向に沿うことが、結果として母親と子どもの利益につながらないこともある ことを踏まえ、適切に支援している。	\circ
		□受容的・支持的なかかわりを基本としながら母親と子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に母親と子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。	0
		口母親や子どもの希望に応えられない事柄については、その理由をその都度母親や子どもに 説明して、理解を求めている。	0
	3	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員 に周知するための取組を行っている。	b
		□母親と子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での 工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。	
		口居室への立ち入り等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて	0
		□母親と子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての 姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を	
		□規程・マニュアル等に基づいた支援が実施されている。	0
	4	母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	а
		□施設において宗教的活動を強要していない。	\circ
		□個別的な宗教活動は尊重している。	0
		□母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	\circ
		□母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	0
(2)	母親と子ども	もの意向や主体性の配慮	
	1)	母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
		□母親と子どもの意向を把握する目的で、母親と子どもへの個別の相談面接や聴取、母親と 子どもとの懇談会を定期的に行っている。	0

	□母親と子どもの意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	□分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。	0
2	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動 (施設内の 自治活動等) を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでい	b
	口子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動(施設内の自治会活動等)を実施している。	
	□子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容 を含んだ活動をしている。	0
	□活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。	
	□母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。	0
	□母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を 行っている。	
3	施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択 (自己決定)できるよう支援している。	a
	口施設が提供する支援内容について、理解できるようわかりやすい説明等を工夫し、自己決定により主体的に活用できるように働きかけている。	0
	□母親と子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。	0
	□必要な情報を提供し、主体的な選択ができるようにしている。	0
	□母親と子どもの決定が異なる場合には、必要な調整を行っている。	0
	□常に母親と子どものニーズの把握をし、必要な情報やニーズに応じた支援メニューを提供するよう努めている。	0

- ・母子の人権を最大限尊重して支援する姿勢は、法人の定款第1条・事業計画書に明記されています。事業計画書は職員会議(4月)で職員に配布され、共通理解を得ています。
- ・施設運営の質の向上を図るため、全職員が積極的に研修(研修計画作成)に参加し、職員会議で報告しています。
 ・プライバシー保護マニュアルが作成され、各対応策により(①施設・設備での対策②面談室での配慮対策③通信等での対策④各種支援での対策⑤個人情報の保護に関する取り決め)適切に対応しています。
 ・母子の意向を把握するため、年1回以上アンケートを実施(生活状況、施設内行事、児童)しています。児童アンケート実施後は具体的に記入している
- 要望等を聴取し、改善につなげるようにしています。 ・しかし、生活全般等について母の会(隔月、第 1 水曜日)、わかば会(子ども会、年 3 回)で生活の改善を目 的としていますが、今後は、母の会、わかば会共に「母子による自己表現力」なども育つような配慮と支援を希 望したいものです。

(3)	入所時の説明	月等	第三者 評価結果
	1	母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、 情報の提供を行っている。	а
		□インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。	0
		□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	0
		口見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。	\circ
		□施設の様子(内容)がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。	0
		□母親と子ども等、又は関係機関が入手しやすいパンフレットを福祉事務所に置くなどの取組 を行っている。	0
		□施設の機能、役割を正しく理解できるような工夫を行っている。	0

-			
	2	入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて 母親と子ども等にわかりやすく説明している。	а
		□入所時に、支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、母親と子ども等に説明して いる。	\circ
		□説明に当たっては、母親と子ども等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	0
		□施設の規則、面会や外泊などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。	0
		□母親と子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助 を行っている。	\circ
		□様々な支援の利用方法や施設のルール、個人情報の取扱いや設備の使用法など、施設で 生活を行う上で必要な情報をわかりやすく説明し、母親と子どもが安心感を得られるように配 虚している	0
		口丁寧な説明をすることで、母親と子どもの不安を解消し、これからの生活に展望が持てるよう 配慮している。	0
(4)	母親や子ども	もが意見や苦情を述べやすい環境	
	1	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。	b
		□母親と子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説 明した文書を作成している。	
		□母親と子ども等に、その文書を配布している。	
		口母親と子ども等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい 場所に掲示している。	
		□相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。	0
		□母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、母親、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。	\circ
		□普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。	0
		□発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもに対して、職員 が代弁者としての役割を果たすよう努めている。	
		□日常生活の場面で、面接を実施し、母親と子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。	
		□すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。	0
	2	苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、 苦情解決の仕組みを機能させている。	а
		口苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)を 整備している。	0
		口苦情解決の仕組みを説明した資料を母親と子ども等に配布、説明しているとともに、わかり やすく説明した掲示物を掲示している。	0
		口母親と子ども等に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など母親と子どもが 苦情を申し出やすい工夫を行っている。	0
		口苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。	0
		□苦情への検討内容や対応策を、母親と子ども等に必ずフィードバックしている。	0
		□苦情を申し出た母親と子ども等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。	\circ
	3	母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に 対応している。	а
		口意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。	0
		□対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった母親と子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。	0

口苦情や意見等を支援や施設運営の改善に反映している。 	
	0
口母親と子どもの希望に応えられない場合は、その理由を説明して、理解を求めている。	0
(5) 権利侵害への対応	
① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐 待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵	2
□「就業規則」等の規程に、体罰の禁止や権利侵害の防止を明記している。	0
□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や 話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。	0
□不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われて いないことを確認している。	0
口不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因 の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられて いる。	
口施設長は、職員からの暴力や言葉による脅かしなどの不適切なかかわりが発生した場合に 対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。	
② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるよう な不適切な行為を行わないよう徹底している。	а
□不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。	0
□不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	0
□不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	0
□不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	0
③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と 早期発見に取り組んでいる。	b
口不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう 留意している。	0
口子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。	
口不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図って いる。	0
口常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	

- ・施設を紹介したホームページを作成し、写真入りで分かりやすい内容で情報を公開しています。施設見学や照 会文書等にも対応しています。
- ・入所時には利用者の心得(ファイルにして)で説明し、各家庭に配布しています。(退所時返還) 説明時施設のことに限らず周辺の学校、病院等についても案内しています。
- ・母子が相談、意見を述べやすい相談室があり、担当職員が定期的な面談や相談等を行っています(必要に応じて施設長等が同席)が、今後、利用者が、複数の相談相手から選べることを説明した文書の作成を望みます。
- ・苦情解決の体制は整備されています。ポスターは階段に掲示され、苦情箱は事務室の横に設置され、苦情解決受付簿を作成し、苦情の検討内容(区分、①サービスの内容に関わる事項②個人の嗜好等に関わる事項③財産・遺産等④制度・施策等⑤その他)、その対応策を母子等にフィードバックし、個人情報に配慮した上で公表しています。
 ・不適切な関わりの禁止については、職員会議等で取
- り上げていますが、対応マニュアルが作成されていませんので、今後取り組みを期待したいものです。

4 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
1	事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織と して体制を整備し、機能させている。	а
	口施設長は母親と子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。	0
	□母親と子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、 関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。	0
	□リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	0
	□事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに。 マニュアル類は定期的に見直しを行っている。	0
	□不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。	0
	□施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携 して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。	0
	□母親と子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守す べき事項について支援している。	0
2	災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。 	а
	口立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。	0
	□災害時の対応体制を整えている。	0
	口母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。	0
	口食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。	0
	□地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。	\circ
3	母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検 <u>,討を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施してい</u>	b
	口法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行った り、施設内外の危険箇所について把握している。	0
	□薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的 に」、ている	0
	□母親と子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。	
	口収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討してい る。	
	口職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	\circ
	口事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行って	0
	□災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。	0
	□外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図る とともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。	0
4	十分な夜間管理の体制を整備している。	а
	□年間を通して24時間体制で、職員による宿直が行われている。	\circ
	□職員は複数体制で夜間管理を行っている。	0
	□緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。	\circ
	□夜間警備強化のため、防犯カメラやセンサー式照明等を設置している。	0
	□警察や警備会社への緊急通報装置を設置している。	0

□不審者対策マニュアルを整備し、職員に周知している。	0
□職員の勤務シフトを工夫して、早朝・夜間の複数職員による勤務体制をとっている。	0
□休日や祝日は、職員による日直体制をとっている。	0

- ・母子の安全確保のため、危機管理マニュアル(事故対応、不審者進入対応、感染症対応、地震・風水害、火災 発生対応)を作成し、リスク種類別の管理体制も整備されています。
- ・事業計画書に月1回、避難訓練(保育園との合同避難訓練年2回)、消火訓練(母の会自衛消防もあり)、防 災自主点検を明示し、消防署や自治会等と連携し訓練を実施しています。災害時の備蓄はリストを作成し、倉 庫、物置、事務室に保管しています。各居室にも非常持ち出し袋(懐中電灯、救急セット、軍手、五目ご飯2食 等) を配布し、期限切れは施設で取り替えを行っています。
- ・母子の安全を脅かす事例では、当施設数年前の出来事(DV利用者の居場所を探し出した夫が施設に乱入し、て
- んやわんやの大騒動、関係機関と連携しながら最終的には県外に移送)以来、この出来事を事例としています。 ・夜間管理体制は防犯カメラやセンサー式照明を設置し、事務室、宿直室のテレビモニターで不審者等を確認で きます。不審者対策として警備保障会社(セコム)への緊急通報装置を設置し、対応マニュアルも作成されてい ます。宿直は2名で早朝、休日、祝日は複数の職員による勤務体制で行われています。

関係機関連携・地域支援

(1)	関係機関との	D連携	第三者 評価結果
	1)	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談 所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間	a
		□個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体に ついて、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。	0
		□職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。	\bigcirc
	2	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保 し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
		口関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	\circ
		□地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。	0
		□母親と子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。 	0
		口ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	0
		□関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	0
		口福祉事務所と施設は母親と子どもの情報を相互に提供している。	\circ
		□母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立している。	0
		□要保護児童対策地域協議会、配偶者暴力対策地域協議会に参画し、地域の社会的資源と しての役割を果たし、相互の機能の共有化を図っている。	
(2)	地域社会への	D参加、交流の促進	
	1)	母親と子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きか けを行っている。	а
		□地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。	0
		□活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等により母親と子どもに提供している。	0
		□母親と子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助 を行う体制が整っている。	0
		口施設や母親と子どもへの理解を得るため地域の人々と母親と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。	0

		口施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。	0
		□法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設の支援の趣旨に賛同した地域の人々から 支えられている。	
		□母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者の ニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	0
		□地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援している。	0
		□学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行っている。	\circ
	2	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	С
		口育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
		□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を 配布している。	
		□地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。	0
		口育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な 支援活動を行っている。	
		口施設の集会室や学習室のスペースを開放するための規定を設け、施設として入手できる情報等を提供し、地域社会に役立てている。	0
	3	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整 備している。	a
		□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	0
		□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関 する項目が記載されたマニュアルを整備している。	0
		ロボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。	\bigcirc
		The state of the s	_
(3)	地域支援		O
(3)	地域支援①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	С
(3)			J
(3)		地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	С
(3)		地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握	С
(3)		地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努め	С
(3)		地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	С
(3)	1)	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事	c O
(3)	1)	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育でを支援する事業や活動を行っている。 □把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明	c
(3)	1)	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。 □把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。	c
(3)	1)	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。 □把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。	c
(3)	1)	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。 □新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。 □施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力し	c
(3)	1)	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育でを支援する事業や活動を行っている。 □把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。 □和振した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。 □施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育で事業の協力している。 □地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地	c
(3)	1)	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 □関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 □社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育でを支援する事業や活動を行っている。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動がある。 □把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動がある。 □地握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動がある。 □地握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明 こしいる。 □施設が有する専門性を活用し、地域の子育での相談・助言や市町村の子育で事業の協力している。 □地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。 □地域の担親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。	c

- ・関係機関との連携組織図、母子関係機関リスト、児童関係機関リスト、その他の関係機関、福祉事務所一覧等を作成し、職員間で共有化が図られています。
- ・年1回自立支援計画表作成時、福祉事務所等と情報を共有しています。
- ・地域との関わりで利用者全員が町内会に加入し(会費月100円)、地域のお祭り、運動会(中通り地区大運動会)に参加しています。施設を自治会の会合等に開放したり、津波、地震が起きた際の避難場所として開放する協定を結んでいます。近隣の児童や学校の友達が気軽に遊びに来たりして交流しています。
- ・地域支援ではショートステイ事業 (秋田市からの委託) を行っています。今後、地域との関わりのニーズを把握しながら、施設機能の地域貢献活動を期待しています。

6 職員の資質向上

		第三者 評価結果
1)	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	а
	口施設が目指す支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。	0
	□現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が 職員に求める専門性や専門資格を明示している。	0
2	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基 づいて具体的な取組が行われている。	а
	口職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。	0
	口職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。	\circ
	□策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。	\circ
	口施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。	0
	□教育·研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育·研修が設定されている。	0
3	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映さ せている。	b
	□研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。	0
	□研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。	0
	□報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析 を行っている。	
	□評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。	
	□評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。	
4	スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助 技術の向上を図っている。	b
	口施設長、基幹的職員などのスーパーバイザーを適切に配置し、いつでも相談でき体制を整 えている。	0
	ロスーパービジョンの時間の確保又は、カンファレンス等を活用したグループスーパービジョン の定期的な開催等が行われている。	0
	口職員がひとりで問題を抱え込むことがないように、スーパーバイザーが適切に職員を支援している。	
	□グループスーパービジョン等で職員相互が助言し合い、助け合うことを通じて、職員一人ー 人が援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させている。	
	□施設の心理療法担当職員や外部の専門家による、専門的な見地からのコンサルテーション を受ける機会を設けている。	
		0

- ・職員の資質の向上面では、法人策定の「中期振興計画」によると、「職名に拘わらず職員の積極的研修」がうたわれており、日々の業務・支援等(DV・児童虐待・メンタルヘルス・感染症予防等多岐にわたる)に役立つよう職員共有認識として計画されています。実際現場では、職種や経験にこだわらず、必要に応じて新任職員を含め、全母協・県母協をはじめ各種研修所等の研修に参加しています。
- ・職員研修マニュアル(H26年4月1日作成)があり、「教育・研修に関する基本姿勢」「人材育成の考え方」「人材育成体系」「研修担当者の役割」「研修計画」「研修報告」「研修の評価と改善」の目次から構成されており、研修者は、PDCAサイクルをまわすような資質の向上の内容になっています。今後は、研修成果に基づいて評価分析をし、研修内容や職員がニーズ・課題としたカリキュラムの見直し等を行っていくよう期待しています。・スーパービジョンの体制に関しては、基幹的職員がグループや個別に処遇困難ケースの対応等について援助したり、いつでも相談できる体制を整備しています。また、心理療法担当職員による専門的見地からの相談を定期的に設け、基幹的職員を中心にした体制を再構築・強化し、施設の支援の質、職員の専門的スキル向上を目指す

ことに努めています。今後の取り組みの流れに期待したいものです。

7 施設運営

(1)	運営理念、	基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
	1	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されてい	С
		□法人・施設の運営理念が文書(事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等) に記載されている。	
		口法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
		口法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。	
	2	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
		口基本方針には運営指針を踏まえ、母親と子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれている。	0
		口基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。	\circ
		□基本方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に記載されている。	0
		□基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。	
		□基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	\circ
	3	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組 を行っている。	b
		□運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。	\circ
		□運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。	
		口運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	4	運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すた めの取組を行っている。	С
		□運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工 夫を行っている。	
		□障害のある母親と子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。	
		□運営理念や基本方針を母親と子どもに資料をもとに説明している。	
		□運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
(2)	中・長期的	りなビジョンと計画の策定	
	1	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されてい	а
		□運営理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にしている。	0

		□実施する社会的養護の支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の 現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。	0
		□中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。	0
		口中・長期計画に基づく取組を行っている。	0
		□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
		口母親や子どもの支援を充実させ、地域の特性に応じた施設の役割・機能を明確にしている。	0
		□専門的支援や地域支援の拠点機能を強化し、地域のひとり親家庭支援を行う体制を充実さ せる内容になっている。	0
	2	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	а
		□事業計画には、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年 度における事業内容が具体的に示されている。	0
		□事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施 状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。	0
		□事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	\circ
		口事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。	0
	3	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
		口年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて 事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。	0
		口評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。	\circ
		ロー連の過程が一部の職員だけで行われていない。	\circ
	4	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行ってい	а
		口各計画を会議や研修において説明している。	0
		□各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。	0
		口各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を 行っている	0
		□各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。	0
	(5)	事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組 を行っている。	а
		□母親と子ども等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しや すいような工夫を行っている。	0
		口各計画を母親と子どもに資料をもとに説明している。	0
_			

- ・運営理念、基本方針の確立と周知については、運営理念は明文化されていないのですが、運営の方針が当該施設の玄関口のスペース内の壁に金縁の大きな額に入れられて掲示されています(HPにも記載)。実際には、額内文章(利用者最大限人権尊重、寄り添った自立支援計画作成による支援、積極的な地域交流と信頼される施設等の内容、専門的スキルを身につける職員像)では「理念と方針」と読み替えても可能と思われますが、初めの文章が「運営方針」となっているために自己評価通り「c」にさせて頂きます。今後の「理念の確立」については、当該施設長はじめ法人を通しての検討となっていますので、法人との可能な「運営理念・方針・目標等の確立」を期待しています。
- ・中長期的なビジョンと計画の策定では、H24年3月、法人の中期振興計画(H24~28)が策定されており、その中に当該施設の現状と今後の課題(経営面・入所者への対応)が記載されており、サービスの質向上面では、若手後継者の育成・職員の適性配置・担当業務の適正化などの検討の必要性、困難ケースに有効な対応のための職員のスキルアップ等となっています。この流れの中で良い点としては、心理職の配置・職名に拘わらず各種研修に参加等が実現されており、施設運営面等の工夫された取り組みが見られます。

	(1)	施設長は、目らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされ た信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。	b
		口施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明して	0
		口施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。	
		□平常時のみならず、有事(災害・事故等)における施設長の役割と責任が明確になっている。	\bigcirc
		□施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
	2	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体 をリードしている。	b
		口施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。	0
		口施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト 化する等の取組を行っている。	
		□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を 行っている。	0
	3	施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を 発揮している。	a
		口施設長は、実施する支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	0
		口施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。	0
		□施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力 を発揮している。	0
		口施設長は、支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	\circ
	4	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮して	а
		□施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。	0
		□施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	0
		口施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	\bigcirc
		口施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもそ の活動に積極的に参画している。	0
(4)	経営状況の打	巴握	
	1)	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	а
		□社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。	\bigcirc
		□母親と子どもの数や母親と子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化 等を把握している。	0
		□支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。	0
		□把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。	0
	2	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行ってい 	a
		□定期的に支援のコスト分析や母親と子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。 	0
		口改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。	0
		口運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の 検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。	\circ
	3	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	а
		□事業規模に応じ、定期的に(2年あるいは5年に1回程度)、外部監査を受けるよう努めている。	0
-			

□外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施して	
iいる。	_

- ・施設長の責任とリーダーシップについては、特に、施設運営のために「求められている文章化」にリーダーシップを発揮されており、組織全体をリードしています。今回の第三者評価受審に際し、生活・保育・学童・就労等々6つの各支援マニュアル作成の施設長としての決断には目を見張るものがあります。職員同士が一丸となって取り組んだ成果として評価します。 ・以前は、広報誌「ふれあい」の発行がありましたが、個人情報保護等で廃止した経緯があります。今後、利用者の個人情報の保護に最大限配慮しつつ、ホームページ等で施設長の役割等の掲載についての検討を期待しています。
- ・経営状況の把握に関しては、「③外部監査からの運営改善実施」の評価細目の着眼点によるチェックになりますが、「定期的に(2年あるいは5年に1回程度)事業規模に応じ外部監査を受ける」とありますが、当施設では、公認会計事務所に会計はもちろん運営指導面でも毎年助言を受けておりますので該当(チェックあり)とさせております。

(5)	人事管理の体	本制整備	第三者 評価結果
	1	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具 体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
		口必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立してい る	\circ
		口社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制につ いて具体的なプランがある。	0
		口プランに基づいた人事管理が実施されている。	
		□各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。	\circ
		□職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む 体制が確立している。	
		□基幹的職員、心理療法担当職員等の機能を活かしている。	\bigcirc
	2	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。 	а
		口人事考課の目的や効果を正しく理解している。	\circ
		口考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策に よって客観性や透明性の確保が図られている。	0
	3	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組み が構築されている。	b
		□職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。	\bigcirc
		□把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署 等を設置している。	
		口分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。	\circ
		□ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。	0
		□定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫 をしている。	0
		口希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。	0
		□困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。	0
	4	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に 行っている。	b
		□職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。	0
		□職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が 整備されている。	
		□職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。	0

		□臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメ ンタルヘルスに留意している。	\circ
(6)	実習生の受力	\h	
	1	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備 し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	а
		□実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。	\circ
		□実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。	0
		□実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。	0
		口受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。	0
		□実習指導者に対する研修を実施している。	0
		□実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。	0
		□学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中において も継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	0
		□学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。 	0
		口社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。	
・職員で職員で職員で職員で職実望も	の就業状況や意「 す。また必要に「 処遇の充実面で」 生の受け入れと「 取り入れて決定	長が考課者であり、1年(12月)に1回の面接を実施しています。 向把握では、必要に応じて対策を講じており、処遇困難ケースにも抱え込みの防」 応じて職員のメンタル面も心理療法担当職員によってカバーされています は、福利厚生センター加入や健康診断実等健康維持に配慮しています。 育成については、マニュアル通りで、実習プログラムについても学校側の意向、 しており、実習期間中は3者(学校・施設・実習生)でそれぞれの情報交換をして 、3者で実習内容について評価する仕組みを検討していく、ということでした。	実習生の
(7)	標準的な実施		
	1)		第三者 評価結果
		支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を 行っている。	
			評価結果
		行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方	評価結果 b
		行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。	評価結果 b
		行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	評価結果 b
		行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 □マニュアルは、母親と子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている	評価結果 b
	2	行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	評価結果 b ○ ○ ○
	2	行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 □マニュアルは、母親と子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施で	評価結果 b ○ ○ ○ ○ ○
	2)	行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 □マニュアルは、母親と子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	p b c c c c c c c c c c c c c c c c c c
	2)	行っている。 □標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 □マニュアルは、母親と子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。 □支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	pm 結果 b o b b b c b c c d d d d d d d d d d d

	1)	施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行 う体制を整備し、機能させている。	b
		□評価に関する担当者・担当部署が設置されている。	0
		□職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。	
		□3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。	\circ
	2	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善 実施計画を立て実施している。	b
		口職員の参画により評価結果の分析を行っている。	\circ
		口分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。	
		口職員間で課題の共有化が図られている。	0
		□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策 定する仕組みがある。	
		口改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直し を行っている。	

・標準的実施方法の確立では、各種マニュアル(生活支援・育児支援・性教育・保育支援・学童保育・就労支援)が今年7月からスタートしており、これに関する作成は各幹部職員の役割分担となっていたようですが、最終的には、施設長がパソコンで文体を統一し、完成させています。職員一丸となった労力作業であり、良くがんばっております。
・更に、評価が高い点では、「文書管理に関する内規

(H25/9/1作成)」が特徴的で、文書事務の流れ(文書収受・処理・記載要領審査)、公用文の作成・文体・異字 同訓の漢字の用法・文書の書式と文例等、時候挨拶書き出し例、文書の整理・保存及び廃棄等が事細かく盛り込 まれています。今後これらのマニュアル及び内規が新人職員等の育成に繋がり、スーパービジョン体制のシステ ム化に結びついていくよう願っております。

・評価と改善の取り組みについては、3年間、毎年の自己評価を実施しており(インターネット公表されている)、その取り組みの成果も、職員間で共有しており、できるものから着手しており、目に見えるようになってきています。
・今後の事業計画等の見直しの観点から、毎年の自己評価結果表から得た職員の「気づき」をそれぞれが出し合い共通認識のもとで、いわゆる施設改善実施計画の観点から、P→D→C→Aサイクルを意識的に回していかれるよう期待しています。